



菜種国訴の一考察 : 寛政九年以前における幕府燈油政策の展開と在地の動向 (百巻記念號 經濟學篇 : 經濟史)

新保, 博

(Citation)

国民經濟雜誌, 100(5):319-334

(Issue Date)

1959-11

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/80040751>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80040751>



菜種国訴の一考察

寛政九年以前における

幕府燈油政策の展開と在地の動向――

新 保 博

序

筆者はこれまで西摂菜種作農村にかんする研究として一連の論文を発表し、前稿では西摂菜種作における商品生産と流通の構造について検討を試みた。⁽¹⁾この研究を補完するという意味において、菜種・燈油にかんする幕府の取締令の展開とそれに対する在地の動向を西摂地方を中心に検討することがわれわれの次の課題である。

幕府の菜種・燈油政策に対する在地の動向としてもつとも重要なのは、いうまでもなく国訴であろう。菜種にかんする国訴については、津田秀夫氏の開拓的研究以来、多くのすぐれた研究が発表されている。⁽²⁾とはいえ、論者の間には重要な論点について異論も少なくなく、国訴を如何に評価するかという点についてもなお問題を残している。しかし、本稿はもとより、それらの問題を全面的にとり上げ、新しい見解を提示しようとするものではない。むしろ、従来の研究成果に依拠しながら、国訴の展開過程の検討を通じて、商品生産としての菜種作のゆくえをさぐるうとする一つの試み

にすぎない。その際、国訴の展開を在地における商品生産や流通の構造と関連させながら検討すること、商品生産と流通をめぐる諸種の対立・矛盾を国訴を通して解明すること、および国訴にあらわれた農民の要求の変化とそれをもたらしたものを明らかにすること、の三つに焦点がおかれている。何故なら、これら三つの点の検討を怠るならば、商品生産としての菜種作のゆくえを十分に明らかにすることはできないからであり、またこれらの問題は従来の国訴にかなする研究において十分明らかにされたとは考えられないからである。

なお、本稿では紙幅の関係上寛政九年以前の時期を取り扱うこととし、それ以後の時期については他日稿を改めて論じたいと考えている。

- (1) 拙稿「菜種作における商品生産と流通の構造」(神戸大学経済学研究年報6、所収)。
- (2) 津田秀夫「幕末期摂津型地域における商品経済の展開について」(社会経済史学、二〇巻三号)。
- (3) たとえば、酒井一「菜種に関する国訴について」(近世史研究、二巻四号)、塩野芳夫「幕末期における中農層の動向―大阪北辺菜種作地帯の場合―」(ヒストリア、一〇号)、今井林太郎・八木哲浩「封建社会の農村構造」(小林茂「慶応元年『国訴』の覚書」(歴史評論、九一、九三、九四号)など。

一

種物(菜種・綿実)にかなする幕府の触書は享保十一年(一七二六)を初出として、以後寛保三年(一七四三)、宝暦九・十年(一七五九・六〇)に出されている。これらの触書は燈油の江戸廻着高の確保と燈油価格の安定を目的として出されたものであったが、屢次におよぶ幕府の取締令を通じて大坂問屋商人の独占的・特権的地位は次第に強化されていた。享保十一年の触書は「諸国を登りゆ菜種綿実、問屋之外之者共引請商売致ゆニ付、高直ニ成ゆ」という享保九年の大坂絞油屋の訴えに応じて、大坂に廻着する菜種・綿実を大坂問屋仲間以外の者が取り扱うことを禁じたものであ

つた。だが、「問屋江加りゆ義ハ可為相對」とされていた。⁽¹⁾

寛保ごろになると、西摂灘目水車絞油業がめざましい展開をとげ、在地の菜種のみならず他国の種物も大坂の問屋商人の手を経ずに直接買入れ、さらに生産した燈油を江戸へ直積することによつて、大坂の種物問屋・絞油屋・出油屋・油問屋の独占を脅かすにいたつた。このような在地の動向にたいして、大坂の絞油屋や問屋仲間の独占を擁護したのが寛保三年の触書であつて、灘目水車絞油屋をはじめ西国筋の在地絞油屋にたいして、絞油の江戸直積と他国種物の買入れを禁止し、「諸国にて油絞り草作増、其国々ニ有来ゆ油屋共へ売渡し、其余は不開置、当表へ積登せゆ様に」命じている。⁽²⁾ この触書によれば、大坂以外の諸国の絞油屋はその住国内での種物買入がみとめられ、他方農民は種物を住国内の絞油屋へ売渡すかもしくは大坂の種物問屋へ積送らねばならなかつた。かくて、灘目水車絞油業と西摂菜種作とは相互

に依存しあうことになつた。

第一表 菜種油価格（大坂）

年 度	石当り代銀
享保10年～11年	197.0 ^勿
宝歴7年～9年	328.0
明和3年～5年	312.0
明和8年～安永2年	275.0
天明元年～8年	324.0
安政元年～9年	304.0

(註) 三井文庫編「近世後期における主要物価の動態」に拠る。

しかし、その後も種物・燈油の大坂廻着高は増加せず、第一表にみるように燈油価格は高い水準をしめすにいたつた。幕府は、宝暦九年八月にいたり、ふたたび絞油の江戸直積や種物の「道買」・「舁下買」・「隠絞」を禁じ、大坂への積送を命じている。⁽³⁾ それとともに翌十年には、大坂において菜種問屋二〇軒、綿実問屋一〇軒を指定し、「向後当地へ廻着の菜種綿実は、右三拾人之者共ニ限引請絞屋共へ売渡し」⁽⁴⁾すことを定めた。ところで、宝暦九年の触書は、明記していないとはいえ、寛保三年令では許されていた「其国々ニ有来ゆ油屋共へ売渡し」すことを否定している。その結果、農民は手絞分以外の全ての菜種を大坂種物問屋へ売渡さざるをえない

ことになり、在地絞油屋と菜種作農民は大きな制約を蒙つた。とくに、当時急速な発展をしめしつつあつた西摂灘目水車絞油業・西摂菜種作のうけた打撃は深刻であつたと思われる。

かくて、宝暦十年正月廿七日西摂菟原郡中野村外六ヶ村から、次にかかげるような嘆願書が奉行所へ提出されるにいたつた。

「此度菜種之儀、江戸表へ直積並道買解下買等不仕、大坂表へ積登セ売払可申旨、一統ニ御触流被為仰付奉畏ゆ、然ル所私共村々之儀者浜辺ニ而山際々海辺迄或ハ十町或ハ拾四五町程御座ゆ処、其間ニ村々多ク相別リ御座ゆ而、何レ茂小高之村々、其上田地等殊外分内狭クゆニ付、麦作等茂甚少ク漸年分相格ゆ余者何程茂無之ゆ、殊更菜種之義猶以少ク御座ゆニ付、組合村々等相合しゆ而茂船積仕ゆ程者無之ゆニ付、先年々其所々ニ而売払来候、右少々菜種売払候銀子所ニ而差銀売ニ仕、右之銀子ヲ以テ田地肥シ等仕込農作仕り来り候、綿作之義者私共村々田地も相応不仕ゆ哉出来立悪敷ゆニ付、大方作り不申、依之綿実等少ク御座ゆ、右之通ニ御座ゆ得者、菜種綿実共船積仕ゆ程者無之ゆニ付、先年々致来りゆ通其所々ニ而売払申渡ゆニ付、乍恐右之趣御窺申上ゆ、御慈悲之上先年々致来りゆ通被為仰付被下ゆ難在可奉存ゆ」⁽⁵⁾

この願書から知られるように、当時菟原郡の村々は菜種を「其所々ニ而売払」つてきた。すなわち、灘目水車絞油業に原料を直接供給していたのであつた。宝暦九年の触書によつて、菜種作農民が菜種を「其所々ニ而売払」うことが禁じられ、大坂種物問屋へのみ売渡さざるをえないことになれば、菜種作農民が菜種販売の面で不利な状態におちいることは明らかである。他方、在地絞油屋にとつても、在地における原料種物の供給源から遮断されることになり、その存立の基礎が動揺する。かくて、この段階においては、大坂種物問屋・絞油屋・油問屋対在地絞油屋・菜種作農民という対立関係が存在する。宝暦十年における菟原郡七ヶ村の訴願は、このような対立関係の一表現とみななければならない。

この訴願は結局却下され、二月九日に七ヶ村は次のような請証文を奉行所に提出した。

第二表 菜種価格（武庫郡上瓦林村）

年 度	石当り代銀
享保12年～元文2年	50.4
元文3年～延享4年	89.0
寛延元年～宝暦7年	79.3
宝暦8年～明和4年	79.1
明和5年～安永4年	79.4
天明3年～天明7年	102.0
天明8年～寛政10年	85.2

（註）今井林太郎・八木哲浩「封建社会の農村構造」194頁所載第56表に拠る。

「私共村方ニ而出来立ひ菜種綿実小分之儀ニ御座ひ間、御当地種問屋へ不売渡向寄絞油屋へ売渡し井田畑肥シ類之代江相替等ニ仕度旨、御願申上ひ処、今度從江戸御下知御座ひ而、御当地ニ兩種問屋三拾軒相極り、外ニ而種物売買ハ御法度ニ相成ひニ付、私共願之趣旨不被御聞届ひ、何程少分之種物ニ御座候共、毎年右三拾軒之間屋江売渡可申候、右之段御城代江茂被仰上ひ上仰渡ひ旨、私共へ願書御差戻し被下、御意之通承知仕奉畏ひ。」

このように菟原郡七ヶ村の訴願は功を奏さず、農民は少量の菜種といえども「其所々ニ而売払」うことはできず、大坂種物問屋への売渡を強制され、大坂の特権的問屋仲間の種物購入独占が法認されることになった。

とはいえ、宝暦九年以後西摂菜種作農民が「其所々ニ而売払」うことをまつたくやめてしまったと考えることは疑問である。むしろ、実際には在地絞油屋へ売渡した場合が少なくなかつた。このことは、明和三年（一七六三）の触書が、「燈油之儀、寛保三亥年相触ひ以後、宝暦九卯年猶又改相触ひ所、右卯年触書之趣を相不弁、寛保三亥年大坂町奉行所ニ而申渡ひ通、今以一国切絞草買請、絞油稼いたし候有之段相聞へ、心得違之至ニひ」と述べているところから明らかである。

事態がこうであるとすれば、西摂農民の菜種販売が以前より不利になつたとは簡単に断じられない。第二表にみられるように、西摂農民の菜種販売価格も宝暦九年以前の水準を保っている。

このような在地の動向からみて、宝暦の触書が十分な実効をとまななかつたことは当然であろう。種物・絞油の大坂廻着高は顕著な増加がみられたわけでもなく、燈油価格も前掲第一表から知りうるように、みるべき値下りをしめていない。かくて、再度幕府は明和三年三月に一段と厳しい取締令を発した。しかし、「何れ之国々ニ而も、手

作之絞草を以手絞いたし、其分之油を大坂表へ出油屋共へ可積登儀ニ而、一村之内たり共、他之絞草を買受、絞油稼いたし儀不相成事ニ⁽⁷⁾間、其旨相心得、諸国一統ニ卯年相触⁽⁸⁾趣、弥無違失急度可相守⁽⁸⁾」—というこの触書の内容は、宝暦九年の触書と基本的にはなんら異なるところはないといえる。したがつて明和三年の触書は新しい政策を打ち出したものではない。宝暦の触書は遵守されず農民は在地絞油屋へ依然として種物を直接売渡していたため、幕府は宝暦と同じ趣旨の触書を繰り返えすとともに、従来にはみられない厳しい表現—たとえば「一村之内たり共、他之絞草を買受、絞油稼いたし儀不相成」—をとつたとみられるのである。

明和三年の触書はふたたび農民の側からの反撃を惹き起した。しかも、宝暦十年の場合よりも広い範囲におよぶ農村が結集されている。明和三年の触書が出されてから間もない五月から六月にかけて、「武庫郡之内五拾五ヶ村村々百姓共」から訴願がおこなわれるにいたつた。⁽⁹⁾この訴願はきわめて興味深い内容をもっている。農民側はまず、宝暦の触書が「一国切に其向寄々ニ而絞草売買」することを禁止したのではないと従来考えていた、と主張している。すでに見たように宝暦の触書は「其所々ニ而売払」うことを否定したのであるが、それにもかかわらず農民側がこのように述べているのは、西摂農民が実際には種物を大坂種物問屋へ送らず在地絞油屋に売渡していたからにはかならない。したがつて、明和三年の取締令は西摂農村における菜種流通関係の現状を否定するものであり、農民側がこの触書にたいしてただちに反対の態度をしめたことは当然であるといわなければならない。農民側はさらに、この触書に反対する理由として、次の諸点を挙げている。(一)大坂へ菜種を売渡すと、在地絞油屋に売るよりは下直になる。(二)在地絞油屋が禁止されては菜種の販売が困難になる。(三)手絞をおこなうよりも最寄絞油屋へ菜種を売捌き油と交換するのを便とするから、在地絞油屋がなければ支障が生ずる。(四)大坂へ積送すると運送費がかかるほか、春のうちに代銀を

入手することが困難となり、米作・棉作の肥料代が不手廻になる。これら四つの点は明らかに菜種作農民の利害をそのまま反映しているが、農民側はさらに反対理由として、(五)在地での種物買入れが禁じられては、多くの在地絞油屋が難渋する、という点を加えている。この点から考えて、菜種作農民と在地絞油屋とは利害を共通にし、共同戦線をはつているとみられる。

農民側が触書に対する反対理由として挙げている点からみても明らかなように、明和三年武庫郡五ヶ村の訴願は、その内容の精粗と訴願に結集された農村の多寡を別とすれば、宝暦十年の菟原郡七ヶ村の訴願と本質的にはまったく異なるところはみとめられない。この場合においても、依然として大坂の種物問屋・絞油屋・油問屋对菜種作農民・在地絞油屋の対立が基本的なものであった。しかも、後者の抬頭はもはや一片の触書を以つてしてはとどめない段階に達していた。明和三年の武庫郡五ヶ村の訴願が如何なる取り扱いをうけたか詳かにすることはできない。恐らくは、一応却下されたものであろう。しかし、政策転換はもはや必至であつたといわなければならない。明和七年の「油方仕法改正」はその具体化にはかならなかつた。

- (1) 「大阪市史」第三卷、二四三頁。
- (2) 「大阪市史」第三卷、四七三―四頁。
- (3) 「大阪市史」第三卷、七二頁。
- (4) 「大阪市史」第三卷、六三七―八頁。
- (5) 「本山村誌」史料篇、一一五頁。
- (6) 「本山村誌」史料篇、一一六頁。
- (7)(8) 「大阪市史」第三卷、七二〇頁。
- (9) 明和三年に武庫郡五ヶ村から出された訴願については、今井林太郎・八木哲浩「封建社会の農村構造」二四三―四頁による。

二

明和七年(一七六七)九月にいたり、幕府は種物・燈油政策の轉換を断行し、「油方仕法」の改正を実施した。⁽¹⁾この仕法改正の要点は、在方の油稼諸株を認可することによつて、これを大坂を中心とする特権的商業組織のなかに組み入れようとするにあつた。だが、明和の「仕法改正」は種々の注目すべき問題点を含んでいるので、以下いささか検討を加えることにしたい。

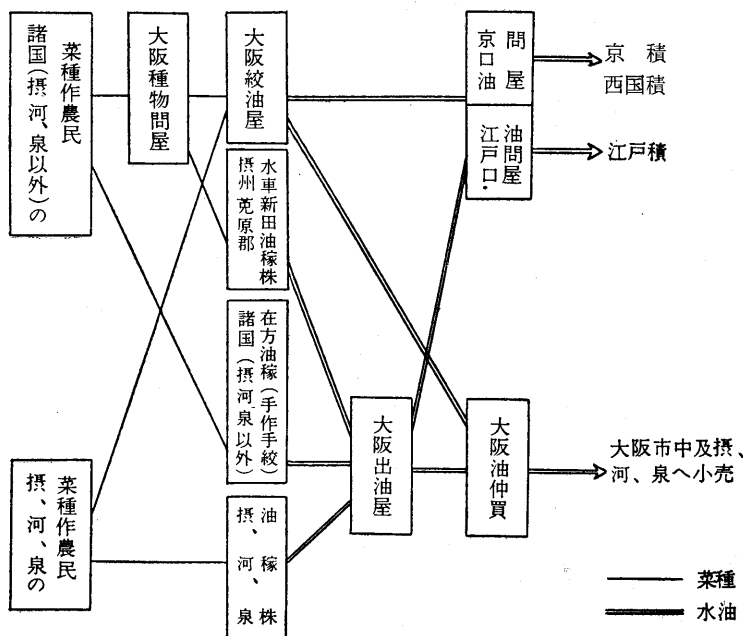
明和七年の「油方仕法改正」は京口油問屋日野屋庄左衛門の建議によるところ大であつたといわれているが、⁽²⁾これは興味ある事柄であるといわなければならない。西摂地方の在地絞油屋が在地において直接原料種物の供給をうけつつ急速に抬頭し、大坂の出油屋さらには油問屋の手を経ずに江戸その他へ絞油の直積をおこなうにいたつたことは、大坂の京口・江戸口両油問屋にとつてはかれらの独占を脅かす由々しき事態というべきであろう。しかも、西摂の菜種作農民は原料種物を大坂へ積送せず、「其所々ニ而売払」いたい旨しばしば訴願におよび、その上訴願に際しての村々の結合の範圍も次第に大きくなりつつある。かくて、在地のこのような動向に対応して、「油方仕法」の改正をおこなうことは不可避となつたのである。ところで、大坂の油問屋にとつては、絞油の大坂廻着高の増大こそが最大の関心事であり、在地絞油屋の絞り立てた油が大坂へ廻着され、絞油に対する油問屋の独占権が維持されるかぎり、在地絞油屋を認めても差支えない。その意味において、原料種物の問題はかれら油問屋にとつては二義的な重要性しかもたない。これに反して、大坂の種物問屋や絞油屋にとつては、原料種物の大坂廻着高の増大がもつとも重要な問題であつたといえる。したがつて、この点においては、油問屋・出油屋と種物問屋・絞油屋の利害が背馳するとみてもよいであろう。

明和七年の「仕法改正」を詳細に検討するとき、これを貫いてあらわれているのは油問屋の利害であるという。明和の「仕法改正」は摂・河・泉三国の在地絞油屋の存在をまとめ、これを株仲間として組織化し、大坂問屋の統制下におこうとした。したがって、在方油稼諸株の油直積は当然否定され、「絞立^ゆ油之分ハ大坂出油屋江差出、売買可致^ゆ」と規定している。しかも、この触書によつて新たに株立された灘目水車油稼株六一輛の請負人はほかならぬ明和の「仕法改正」の立役者京口油問屋日野屋庄左衛門であつた。この点からみて、在方の油稼諸株は大坂油問屋の支配下におかれていたとしても差支えないであろう。この「仕法改正」によつて大坂油問屋は、かれらの独占権の維持・強化に一応成功したとみてよいと思われる。

明和の「仕法改正」はさらに、油仲買株二五〇軒を新たにみとめている。従来、出油屋および絞油屋は燈油の小売をおこなつてきたが、油仲買株の設置にともない出油屋・絞油屋の小売油直売は禁止され、燈油の調合・小売は油仲買にかぎられることになつた。この点は後に国訴における重要な係争点になるところである。

他方、新たに認可された在方油稼諸株の原料種物買入についても詳細な規定を設けている。これらの規定は、要するに在方油稼諸株に対して在地での原料種物の直接購入をみとめたものであつた。すなわち、西摂灘目水車油稼株六一輛の原料菜種購入については、「菜種は右菟原・八部・武庫三郡の内ニ而相互ニ買合、其外ニ而ハ買取申間敷^ゆ」と規定され、他方水車新田水車油稼株二〇輛は「菜種、是迄之通、大坂廻着高之内ヲ壱万五千石買取」と定められた。また、それ以外の摂・河・泉三国村々の水車油稼株は、住国内における直買がみとめられた。かくて、西摂三郡の農民は西摂灘目水車油稼株に対して、それ以外の摂・河・泉三国の農民は住国内の油稼株に対して、菜種を販売しなければならないことになつた。

このようにして、明和の「仕法改正」の結果、大坂油問屋の主導の下に種物・燈油の流通機構は再編成されるにいた



つた。菜種・水油についての新しい流通機構を簡単に
図示すれば、上のようである。その後しばしば小さな
修正がおこなわれたとはいえ、その基本的な関係は天
保三年の「仕法改正」まで変わるところはなかった。

上の図に示されているように、明和七年の「仕法
改正」の結果、西摂菜種作農民のみならず摂・河・泉
三国の農民は、大坂の種物問屋と関係することは一応
なくなり、在地の絞油屋に対して原料菜種を売渡すこ
とになった。そのかぎりにおいて、農民がこれまでし
ばしばおこなってきた「其所々ニ而売払」いたとい
う要求が容れられたとみてよいである。明和七年の触
書はこれについて、「此度摂・河・泉州村々油稼手広ニ
申付候上ハ、絞草捌方宜敷相成、其上大坂廻着之種物、
相對ヲ以問屋以外にも引当ニ差入、仕入銀之姿ニ而銀
子調達致ゆ儀ハ、勝手次第たるへき旨申付ゆ条、従先
年度々相触ゆ通、国々ニ而菜種作増、両種物共大坂問

屋井村々右定之箇所へ売払」と述べて、農民の要求を十分考慮したことをしめしている。このような形で農民の要求を容れることは、決して大坂油問屋の不利とはならない。菜種売捌方について農民が要求していたことは、すでに述べたように、現状の容認にはかならなかつたから、当時現実におこなわれていた事態をそのまま容認することによつて、在方絞油屋の油生産を増大させ、それを大坂の油問屋が支配することができれば、油問屋にとつては十分満足すべきものといつてよい。したがつて、この場合、大坂の種物問屋や絞油屋の利害は背後にしりぞき、油問屋のそれが前面にあらわれている。

明和七年の「仕法改正」が農民の要求を容れていることは明らかであるが、だからといつて、農民の要求が全面的に容れられたとみてもよいであらうか。たしかに、在地絞油屋へ種物を売渡したいという農民の要求は、規定の上では明らかに容認されている。しかし、農民が原料種物を売渡す相手たる在地絞油屋は、以前とまったく同じ存在ではない。大坂の油問屋の支配下におかれた株仲間であり、大坂を中心とする特権的商業機構の一環として組み入れられており、明和の「仕法改正」によつて在地における原料種物についての一種の購入独占がみとめられている。在地絞油屋はいまや菜種作農民と利害を共通にすべき存在ではなくなつてしまつた。明和の「仕法改正」を契機として、それ以前にみられた大坂油問屋・絞油屋・種物問屋対在地絞油屋・菜種作農民という利害の対立は姿を没し、新たに大坂油問屋・在地絞油屋対菜種作農民という対立関係が登場することになる。この新たな対立関係はただちには顕在化するにはいたらないが、その後安永期にいたつて次第に具体的な姿をしめしはじめた。

安永六年（一七七七）七月には武庫郡二五ヶ村より「菜種売捌方手広願」が提出された。その願書において、農民は⁽³⁾「近年困窮之百姓に心得ハ、干鰯屋屎屋銀子其外賄方迄菜種引当メ借用仕、菜種取入次第直ニ菜種ニ而右借請之方江相

渡申ゆ処、近年油屋株御免ニゆ得は、干鰯屋屎屋并ニ仕送方江菜種ニ而相渡申儀相成不申、甚難渋仕ゆ」と述べて、在方の油稼株以外へも手広に売捌きたいと要求している。この訴願は村々の連合の範圍をひろげ、ついには武庫・川辺両郡にわたる一二三ヶ村から「菜種買方手狭ニ相成難儀仕ゆ間、油屋外へ茂売渡度旨」の訴願がおこなわれるにいたつた。⁽⁴⁾

この安永六年の農民の訴願は、それ以前の訴願とは明らかにその性質を異にしている。明和七年の「仕法改正」以前における農民の要求は、菜種を大坂の種物問屋へ売渡すことなく、「其所々ニ而売払」いたいという点にあつた。その場合、在地における菜種の売捌先として農民が考へていたのは、明和三年武庫郡五ヶ村から提出された願書から明らかのように、在地絞油屋にはかならない。そして、この要求は明和の「仕法改正」において一応は実現されたのである。

ところが、それから約十年を経た安永六年の訴願において、農民は在地において絞油屋以外へも菜種を売りたいと訴へているのである。この農民の要求は、農民と在方油稼株とがもはや共通の利害關係の上に立たなくなつたことを、端的にしめしている。かくて、安永六年武庫・川辺両郡の訴願においては、在方油稼株と農民の利害の対立が前面にあらわれているとみななければならない。

次にわれわれは、絞油屋以外へも菜種を売渡したいという要求が、その半面において前貸銀・仕入銀の形で菜種を売渡したいという要求と結びついていた点に注目しなければならない。この点は、宝暦十年の菟原郡七ヶ村の訴願以来、一貫して農民によつて要求されてきたところであつた。明和の「仕法改正」以前にみられた「其所々ニ而売払」いたいという農民の要求もまた、その背後には前貸銀・仕入銀の形で売捌きたいという要求をもつていた。明和の「仕法改正」は在地絞油屋への菜種売渡をみとめたけれども、この事はただちに後者の要求が実現されたことを意味しなかつた。在地絞油屋は在地における菜種の購入について一種の独占をえたため、絞油屋は菜種作農民への前貸信用の供与を通じて

原料菜種を確保する必要がなくなり、在地絞油屋は前貸銀・仕入銀による菜種購入をおこなわなくなつた。したがつて、明和の「仕法改正」は農民の要求の一部しか実現しなかつたというべきであらう。安永六年の国訴の原因は正にこの点に胚胎している。そして、このような要求は、それ以後の訴願においても繰り返えしあらわれてくるのである。

このように農民側が強く前貸銀・仕入銀の形で菜種を売渡したいと要求していることは、菜種販売に際して商人から前貸信用の供与をうけることが、大部分の菜種作農民にとつて重要な意義を有していたことをしめしている。商品生産としての菜種作は、とくに小前の農民にとつては、夏作肥代銀調達という性格をもっている。⁽⁵⁾夏作のための肥料は菜種収穫前に手当しなければならぬから、前貸銀・仕入銀の形で菜種販売をおこなうとか、あるいは干鰯屋から将来収穫すべき菜種を引当として前貸をうけることは、小前の農民にとつては不可欠であつたと考えられる。すなわち、小前の農民の再生産は、菜種の流通関係において前貸信用の供与をうけることを前提として、可能になつてゐるということが出来る。菜種作農民に対して前貸信用を与えているのは、干鰯屋でありあるいは「村々最寄勝手能商人」であつた。これらの商人は在郷の商人であるとはいへ、商品生産をおこなう農民と共通の利害関係に立つて都市の特権的商人と対立するような商人ではない。前貸信用を通じて菜種作農民とくに中農下層以下を支配している「前期資本」的商人にほかならない。したがつて、「菜種買方手狭ニ相成難儀仕間、油屋外へ茂売渡⁵度」という農民の訴願は、必ずしも在郷商人を担い手とする自由な流通機構の形成を要求したものとみとめることはできない。

ところで、安永六年武庫・川辺両郡一二三ヶ村から提出されたこの訴願が、如何なる結末をみたか詳かでないが、「油屋共之外、直売難成」という結果に終つたものとみられる。この訴願は二郡にわたる一二三ヶ村という従来みられなかつた広い範囲の村々を結集しているにもかかわらず、「平野郷町覚帳」が「種物売捌之儀者五畿内村々一同之事にて御主

法茂有之、右村々計之願ニてハ、容易ニ御取上ケ難被成」と述べているように、この程度の規模をもつてしては農民の要求を実現するには不十分であつた。⁽⁶⁾かくて、農民の訴願は村々の連合の範圍をひろげ、ついには文政六年の撰・河内国にわたり一、〇〇〇村を越える規模の国訴にまで發展するのである。

安永六年の訴願がしりぞけられたにもかかわらず、その後といえども農民は現実には絞油屋以外の商人へ前貸をうけて菜種を販売していたとみられる。寛政十年(一七九八)六月に八部郡三一ヶ村から出された「菜種売捌方手広願」において、「菜種綿実之儀ハ、先年々村々最寄勝手能商人方ニ而種引当ニいたし、困窮之百姓とも其耕作中之夫食同様の諸賄を頼ミ、第一稲作植付之節肥代諸賄等仕送り同然ニ致呉」と述べている。⁽⁷⁾また、文化二年(一八〇五)武庫・菟原両郡七四ヶ村からの出訴に対して西撰水車油稼株両組から提出した「濟口書上」においても、「須磨より西宮寂寄在々入込ハ諸商人、或ハ干鰯諸肥手米穀ニ至迄も仕送り之商人夥敷有之、多分ハ菜種引請代物代銀之価故、油相場之算当ニも不抱、直段高直ニ買取困持利潤之程を思惑仕ハ者共在之」と述べられている。⁽⁸⁾在地の情勢がこのようなとすれば、明和の触書は在地において必ずしも完全に守られているとはいえないように思われる。

その後、寛政三年(一七九一)七月にいたり幕府は触書を発して、安芸をはじめ西国筋十三ヶ国で生産した菜種は自今大坂へ積登することなく、新たに兵庫津に設けた引請問屋へ廻着し、この菜種は西宮・灘目・兵庫間の水車・人力油稼にかぎり売渡すこととした。それとともに、その絞り立てた油は大坂出油屋へ積送するも、あるいはまた江戸へ直積するも勝手であるとした。⁽⁹⁾かくて、西撰絞油屋は従来みとめられていた西撰三郡に加えて、西国筋十三ヶ国の菜種の増買場をみたのであるから、本来ならば西撰菜種作に深刻な影響を与えるはずであるが、この増買場は西撰絞油屋にとつて実質的にはあまり大きな意味をもつにいたらなかつた。したがつて、農民はこの触書に対してほとんど反応をしめさな

かつた。しかし、寛政九年（一七九七）菜種綿実の道売・道買・隠絞を禁ずるとともに毎年の菜種作高・売捌先の調査報告を命じた触書は、菜種作に大きな打撃を与え、農民のこれに対する反撃も次第に活潑の度を加えてゆく。

（１）明和七年の「油方仕法改正」を令した触書は数回に分けて出されているが、これらの触書については「大阪市史」第三卷、七七二―九頁。

（２）「大阪市史」第一卷、一〇七四頁。

（３）酒井「菜種に関する国訴について」七頁。

（４）酒井一「幕末における紋油業の発展」（ヒストリア、二〇号）五九―六〇頁、および津田秀夫「近世後期における紋油業の展開と幕府の統制について（其の一）」（東京教育大文学部紀要、史学研究）三六頁。

（５）商品生産としての菜種作は、中農層の経営においては単に夏作肥仕込代銀調達のための商品生産たるにとどまらず、ある程度余剰をもたらす特用作物栽培として重要な意義をもつていた。拙稿「菜種作における商品生産と流通の構造」二〇二頁。

（６）津田、前掲論文、三六頁。

（７）八郡郡花熊村村上文書（神戸大学図書館所蔵）。

（８）「芦屋市史」史料篇第一、二〇六頁。

（９）「大阪市史」第四卷上、一〇〇頁。

結

以上、われわれは寛政九年以前における幕府の菜種・燈油政策の展開と、それに対する在地の動向について若干の考察を試みてきた。国訴は商品生産・流通をめぐる諸種の対立・矛盾の一表現にほかならないが、菜種にかんする国訴は幕府の菜種・燈油政策の展開に対応してあらわれてきている。幕府の政策は、在地における商品生産・流通の発展を、大坂を中心とする特権的商業機構のなかに組み入れることによつて把握しようとするものであったから、農民側は在地における商品生産・流通の現状を制約するような取締令を改めることを要求し、現状の容認を求めるのが恒であった。

したがって、商品生産・流通をめぐる在地諸勢力間の対立・矛盾は国訴の背後にかくれ、国訴は特権的商業機構の強化をはかる幕府の政策に対して在地勢力が反撃するという形をとることになる。農民の訴願は一般にそのまま容れられることはなかつた。それにもかかわらず、幕府は在地勢力の要求を無視することができず、幕府の政策の変化には農民の要求が微妙に反映している。明和七年の「仕法改正」は、正にこのような在地の動向に対応した幕府の政策転換にはかならない。この「仕法改正」は、在地勢力のうち在方絞油屋を株仲間組織化することによつて大坂を中心とする特権的商業機構の一環とし、これを大坂油問屋の支配下におくとともに、他方では農民の「其所々ニ而売払」いたいという要求を容れたものであつた。

この明和の「仕法改正」を契機として、農民の訴願の内容には大きな変化が生じている。在地絞油屋以外へも前貸銀・仕入銀の形で手広に菜種を売捌きたいという安永六年の武庫・川辺両郡一二三ヶ村の訴願は、必ずしも在郷商人を担い手とする自由な流通機構の形成を要求したものとみとめられないとはいへ、従来みられなかつた商品生産・流通をめぐる新しい対立・矛盾をしめしている。しかも、この要求はその後の国訴において繰り返えしあらわれる。かくて、安永六年の訴願は化政期の国訴に直接先行するものとみてよいであろう。その意味において、安永六年の武庫・川辺両郡一二三ヶ村の訴願は、国訴の歴史に新しい段階を画するものであつた。その後、寛政九年の触書を契機として国訴の本格的展開がみられ、文政期に一のピークに達するのであるが、それらの考察は続稿に譲らねばならない。

(神戸大学経済学部助教授)